

産業部門における今後の主要な追加的施策の在り方について
(叩き台)

パターン1 協定制度を中心としたポリシーミックス

ステップ①: 自主的取組の透明性・信頼性・実効性を高めるため制度

実行計画の策定の義務づけ	
事業者を幅広く対象として実行計画策定を義務づけ(中小企業については努力義務) ○実行計画(排出抑制に係る数値目標等含む。)の作成・公表・届出 ○実行計画の進捗状況の公表・届出 ○実行計画の進捗状況に係る第三者機関による認証	
目標レベル	事業者の自主性に委ねる。
対策メニュー	事業者の自主性に委ねる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の対象は全ての温室効果ガス(6ガス)。 ・他の者からの温室効果ガスの排出削減に寄与するための措置も含む。 ・事業者は単独に又は共同して実行計画を策定することができる。 ・事業者に対する指導・助言・勧告等。

ステップ①の措置においては、目標のレベル及び対策メニューが事業者の自主性に委ねられるため、この措置のみでは、京都議定書の目標を達成する上で排出削減が確実とは言えない

協定制度への参加事業者を増やすため、税制上の措置(環境税の優遇措置等)、財政上の措置(補助金、低利融資等)又はその他の優遇措置(参加事業者名の公表、参加事業者へのロゴマークの付与等)をインセンティブとして付与することが考えられる

負担・助成等の経済的手法

ステップ②: 排出削減の確実性を高めるため制度

協定制度	
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に協定制度に参加する事業者。 ・実行計画の目標のレベル及び対策メニューについて国又は地方公共団体と事業者(業界団体を含む。以下同じ。)との間で協定を締結し、当該協定に基づき対策を推進。
目標のレベル及び対策メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・国等と事業者との合意により決定。 ・ただし、一定の要件を満たすものに限り、国等は協定を締結。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の履行確保のため、不遵守の場合の措置について規定。 ・協定の目標達成手段として国内排出量取引や CDM 等の活用を認めることも考えられる。 ・協定制度と同様の仕組みを、法定の承認計画という枠組みで実施することも考えられる。

パターン2 国内排出量取引制度を中心としたポリシーミックス

ステップ①: 自主的取組の透明性・信頼性・実効性を高めるため制度

実行計画の策定の義務づけ	
事業者を幅広く対象として実行計画策定を義務づけ(中小企業については努力義務) ○実行計画(排出抑制に係る数値目標等含む。)の作成・公表・届出 ○実行計画の進捗状況の公表・届出 ○実行計画の進捗状況に係る第三者機関による認証	
目標レベル	事業者の自主性に委ねる。
対策メニュー	事業者の自主性に委ねる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の対象は全ての温室効果ガス(6ガス)。 ・他の者からの温室効果ガスの排出削減に寄与するための措置も含む。 ・事業者は単独に又は共同して実行計画を策定することができる。 ・事業者に対する指導・助言・勧告等。

ステップ①の措置においては、目標のレベル及び対策メニューが事業者の自主性に委ねられるため、この措置のみでは、京都議定書の目標を達成する上で排出削減が確実とは言えない

ステップ②: 排出削減の確実性を高めるため制度

国内排出量取引制度	
○排出量が多く、特にその排出量の管理を図る必要がある事業者を対象として、排出量に関する目標(=排出枠)については国が設定した上で、キャップ&トレード型の国内排出量取引を実施する。 ○上記以外の事業者であっても、一定の要件を満たす事業者については、国内排出量取引制度への自主的な参加を認める。	
目標レベル	国が排出枠を決定又は参加事業者間での競争入札により配分(自主的参加者も同様)
対策メニュー	事業者の自主性に委ねる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国内排出量取引制度の履行確保のため、不遵守の場合の措置について規定。 ・目標達成手段としてCDM等の活用を認めることも考えられる。

国内排出量取引制度への自主的参加事業者を増やすため、税制上の措置(環境税の優遇措置等)、財政上の措置(補助金、低利融資等)又はその他の優遇措置(参加事業者名の公表、参加事業者へのロゴマークの付与等)をインセンティブとして付与することが考えられる

負担・助成等の経済的手法

1. 自主的取組の透明性・信頼性・実効性を高めるための制度

(目標のレベル及び対策メニューについては事業者の自主性を最大限尊重)

現在産業部門で行われている自主的取組については、資料1-2「産業部門における地球温暖化対策推進大綱に基づく取組の進捗状況の評価」で明らかのように、その透明性、信頼性、実効性が必ずしも十分ではない。京都議定書の6%削減目標の達成を図る観点から、こうした自主的取組を一層押し進め、透明性・信頼性・実効性を高めるためには、以下の制度的措置を講ずることが適当である。

制度の内容	<p>産業部門における温室効果ガスの排出削減に対する事業者の自主性を最大限尊重しつつ、自主的取組の透明性・信頼性・実効性を高めるため、現行の地球温暖化対策推進法において策定・公表が努力義務となっている排出削減のための計画(第9条¹)について、事業者に実行計画として以下の事項を義務づける(中小事業者については努力義務)。</p> <ul style="list-style-type: none">○実行計画(排出抑制に係る数値目標やその他の目標を含む)の作成・公表・届出○実行計画の進捗状況の公表・届出○実行計画の進捗状況に対する、第三者機関による認証
目標レベル	事業者の自主性に委ねる。
対策メニュー	事業者の自主性に委ねる。
その他	<ul style="list-style-type: none">・計画の対象は全ての温室効果ガス(6ガス)とする。・計画には、他の者からの温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置(製造する製品について使用時のエネルギー消費量の削減、物流や通勤等における運輸部門からの温室効果ガスの排出の削減等)も含むものとする。・実行計画は、単独に又は共同して策定することができるものとする。・実行計画の目標の達成手段として、電力のグリーン証書等を排出枠として活用することや、2008年以降は、京都メカニズムによる排出枠の調達(CDMによるクレジットや国際排出量取引による排出枠)について、補足性に留意しつつ認める(CDMについては、2000年以降活用できることとされていることから、国際的に承認された時点で、その使用を認める)。・事業者に対する指導・助言・勧告等。

¹ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(抄)

第九条(事業者の事業活動に関する計画等)

事業者は、その事業活動に関し、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

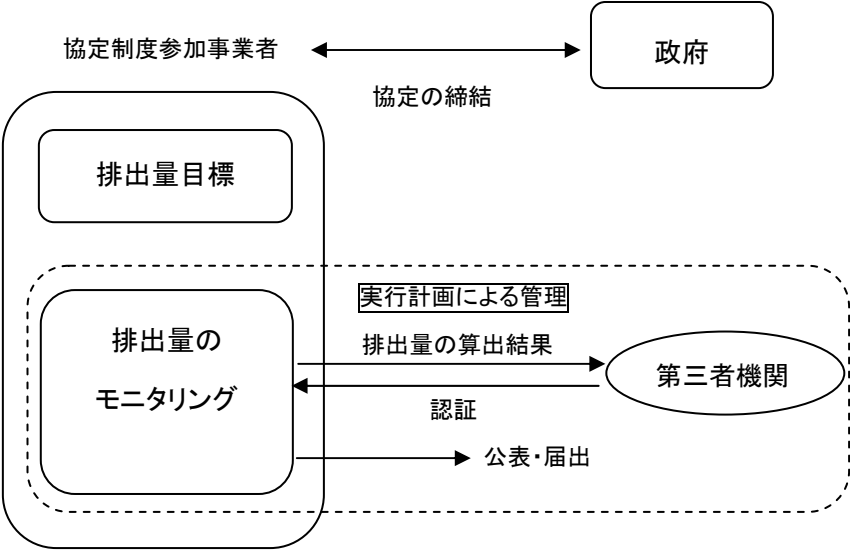
2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、基本方針の定めるところに留意しつつ、単独に又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

2. 排出削減の確実性を高めるためのプラスαの措置

実行計画の義務付け(前項)は、目標のレベル及び対策内容が事業者の自主性に委ねられるため、この措置のみでは、京都議定書の目標を達成することは困難であると考えられる。したがって、排出削減の確実性を高めるための措置として、前述の基盤的制度(実行計画の策定義務)に加え、プラスαの措置として以下のいずれかの制度的措置を講ずることとする。

2-1. 協定制度

実行計画による措置においては、排出削減目標のレベルは事業者の自主性に委ねられることから、必ずしも排出削減が確実に行われるとは限らない。そこで、排出削減の確実性を高めるため、実行計画の目標レベル及び対策メニューについて国又は地方公共団体と事業者(業界団体等を含む。)との間で協定を結び、当該協定に基づき対策を推進する仕組みとして協定制度を導入する。

対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に国又は地方公共団体と削減目標について合意する事業者(業界団体を含む。以下同じ。) (協定は、事業者が単独に又は共同して締結することができるものとし、業界団体を単位とする協定の締結も認める)。
協定期間	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は2010年までとし、別途中間目標も設定することとする。
協定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協定は、国等と事業者との間で合意した排出量の削減目標を含むこととする。 ・事業者は当該削減目標の達成のため自らの裁量においてもっとも経済効率的、合理的な対策メニューを講ずる。
進捗状況の管理	<p>協定に基づく取組の進捗状況の管理のため、実行計画のスキームを活用する。</p>  <pre> graph TD A[協定制度参加事業者] <--> 協定の締結 B[政府] subgraph C [協定制度参加事業者] C1[排出量目標] C2[排出量のモニタリング] end C2 <--> 認証 D([第三者機関]) C2 --> E[公表・届出] D -- "実行計画による管理 排出量の算出結果" --> C2 </pre>

参加インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ・協定制度への参加事業者を増やすため、税制上の措置(環境税の優遇措置等)、財政上の措置(温暖化投資に係る補助金、低利融資等)又は他の優遇措置(参加事業者名の公表、参加事業者へのロゴマークの付与等)をインセンティブとして付与することが考えられる ・なお、協定の目標を達成できなかった場合には、これらの優遇措置を取り消すこととする
排出量取引制度等との組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・英国の例に倣い、協定の目標達成手段として国内排出量取引の活用を認めることも一案。 ・協定目標の達成手段として、電力のグリーン証書等を活用することや、2008年以降は、京都メカニズムの活用(CDMによるクレジットや国際排出量取引による排出枠)について、補足性に留意しつつ認める(CDMについては、2000年以降活用できることとされていることから、国際的に承認された時点で、その使用を認める)。
履行確保のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の履行確保のため、不遵守の場合の措置について規定。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・以上の協定の仕組みは、法定の承認計画として実施することも考えられる。

【参考資料】欧州等における協定制度の概要

参考1. 諸外国における協定の仕組み

	地球温暖化対策のための協定の代表例の概要	履行確保手段、法的拘束力	透明性・公正性の確保等
ドイツ	連邦政府とドイツ産業連盟(BDI)の書面による合意という形式をとる協定を締結(2000年11月)	法的拘束力はないが、連邦政府とドイツ産業連盟の政治的拘束力を有する協定	○中央政府と産業界の50%ずつの負担により、第3者機関(RWI:ラインヴェストフェリア経済研究所)が、自ら策定した評価基準に基づき毎年評価 ○市民参加は制度化されていないが、策定予定や協議結果等を中央政府が公表
英国	40のエネルギー多消費型産業界団体と政府(環境省)との間で、気候変動税の減税を受けるための法定協定(ただし法的拘束力を持たない)を締結(2001年3月)	○協定の中間目標を達成できなかった場合には、気候変動税の減免措置(税額80%を減額)を取り消すことで、履行を確保 ○目標達成に際して排出量取引の活用を認める予定 ○法的拘束力を持たないと解されているが、大臣との紛争の際には、当事者は司法審査手続き請求が可能であり、公法的な性質を持つ	○協定参加企業は、エネルギー使用データ、生産データをモニタリングし、その結果を環境省に報告する義務 ○この結果を基にして、環境省により指定された独立監査人(民間機関)が監査を行い、最終的な目標達成の認定は環境省が実施
デンマーク	主にエネルギー多消費型産業との間で策定される協定(個別協定と集団協定の2種類)がある <上記協定とは異なるものの、一般的にデンマークでは、環境保護法第10条等により、法的拘束力を持つ協定を締結することのできる制度的、法的な根拠がある>	エネルギー多消費型の企業は、エネルギー庁と3年間の協定を締結することにより、炭素税を軽減することができる	○個別協定の場合は、各企業はコンサルタントによるエネルギー監査を行い、エネルギー庁によって証明される義務あり ○集団協定には、企業におけるエネルギー効率の改善のための一般的ポテンシャルを確定するとともに、参加する全ての企業は、毎年、エネルギー管理の状況や協定に規定されている各種内容の実施状況等について記述した「成果報告」をエネルギー庁に提出する義務が生ずる
オランダ	○NEPP(国家環境政策計画)の実現手段として、協定を制度化 ○エネルギー消費効率化のメモランダム(1990)の達成手段として、エネルギー多消費型産業を中心にエネルギー効率改善のための協定を締結	○原則として、法的拘束力を有する(私法上の契約としての効力を有する旨の規定がおくのが通例) ○裁判上履行請求することが可能であるが、現実には不履行の場合に規制的手法の導入や施設認可条件強化等のサンクションが機能することで担保 ○透明性の確保による市民圧力も履行確保機能を持つ	○協定の内容により当事者以外の者に直接利害を有するおそれがある場合には、適切な方法で公表する ○協定で履行の監視・評価システムを規定することが一般的で、委員会(産業界側、中央政府側、地方自治体側から選出)形式の評価・助言委員会が設置されることが多い ○費用は政府負担
フランス	エネルギー多消費型産業の一部との間で協定を策定(紳士協定との整理)	協定の締結を補助金交付の要件とするなどの方法(この際は法的拘束力を持つ協定とされる)により、協定の締結を推進	業界団体は年次報告書を環境省に提出し、報告書に基づき環境省が評価を実施。

参考2. OECD 及びEUの協定のガイドラインの概要

①OECD のガイドライン(1999 年)

協定制度を採用するに当たっての留意点として、以下のことを挙げている。	
明確な目標	目標については、定量的なものとし、明確で透明性が高くなければならない。さらに中間目標を設定することが不可欠である。
BaU の定義	目標を設定する前に、BaU(成り行きケース)における今後の排出量(ベースライン)を推測することが必要である。BaU には、当該産業において見通されている通常の技術向上は織り込む。
規制適用の可能性	交渉段階においては、公的主体による規制適用の可能性を示すことが、企業がベースラインを下回る目標を設定するインセンティブとなる。
確実なモニタリング	モニタリングと報告に関する条項を協定に盛り込むことが不可欠である。業界団体との協定においては、企業レベルと業界レベルの両方について行うべきである。
第三者機関の参加	協定における目標設定時やモニタリング等について、第三者機関が関与することにより、協定の信頼性が向上する。さらに、モニタリング結果について透明性を確保して一般に公表することが、産業界が目標を達成しようとするインセンティブになる。
不遵守時の制裁措置	不遵守した企業への制裁措置についてはあらかじめ決めておく必要がある。具体的には、法的拘束力のある目標とすることや、協定制度と他の規制とを連携(例:協定目標の達成と操業許可)させることが挙げられる。
情報提供活動	技術的支援や、技術ワークショップ、最善事例の紹介等、協定目標の達成に向けた支援活動を行うことが有効である。
不公正競争の防止	業界団体との協定の場合、公正な競争を確保するために、協定の内容について不公正競争防止機関に照会することが有効である。

(出所) OECD, VOLUNTARY APPROACHES FOR ENVIRONMENTAL POLICY: AN ASSESSMENT (1999)

②EU のガイドライン(1996 年)

協定制度を採用するに当たっての留意点、特に協定に盛り込むべき条項として、以下のことを挙げている。	
契約様式	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する協定の法的位置づけが重要であり、「契約」の様式をとることが適切。 ・「契約」は、産業・行政の両当事者に法的拘束力を持ち、一般的に法的文書と解されるため、不遵守時の制裁措置が明記されれば、裁判を通じた強制力を持つ。 ・「契約」が国内法または国際法に準ずるのか、国内法ならばどの法律に準拠するのか、またどの行政機関の管轄に属するのかを明記すべきである。
当事者	<p>当事者の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定の当事者は明記されなければならない。 ・産業側当事者が、業界団体等の場合には、その団体が加盟企業に代わって法的責任・権限を持つかどうかを明確にしなければならない。
	<p>義務・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する協定の目的が、産業による環境パフォーマンスの向上を導くためのものであることから、通常、具体的な契約事項については、産業側の当事者が義務を負う。 ・産業側当事者の義務とは、協定の目的が「誰」が「何」をすることによって達成されるかを明記したもの。例えば、業界団体が当事者の場合には、その団体自体の義務と加盟企業の義務が、明確かつ別個に記されねばならない。 ・行政側当事者の役割としては、統計データベースの開発・管理、利害関係者間の情報交換の場の提供、調査・研究、事業者に対する遵守に関するコンサルティングなどの役割を担うべき。
	<p>第三者の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する協定が、一般的な関心が非常に高く、また環境政策の一環を成すことから、第三者(産業界以外の者を含む)の参加も認められるべきである。
目標設定	<p>数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定で合意した対策の導入や行動が遅れたり、回避されたりしないように、数値目標を設定すべきである。 ・数値目標は、絶対値もしくは、パーセント値で示す。絶対値の長所は、その産業部門における排出削減の貢献度が明白であること、パーセント値は市場などの外部要因による削減コスト上昇のリスクを回避できることである。 ・数値目標は、目標値だけでなくベース年や指標の測定・計算方法を含めて、明確に設定することが必要。
	<p>段階的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合意遵守に向けた対策の進捗が誰の目にも明らかであるように、対策のスケジュールが設定され、それに合わせた段階的な中間目標(マイルストーン)を設定する。 ・マイルストーンの設定により、行政は遵守が困難な場合に早期対策の実施が可能であり、産業にとっては対策の有効性を示すことが可能となる。

②EU のガイドライン(1996 年)続き

<p>モニタリングおよび審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協定では、結果・経過のモニタリング方法・手順を定めなければならない。 ・モニタリングは、客観的で比較可能かつ適切なデータを指標とする。 ・欧州環境庁によるモニタリング結果の評価・認定、環境管理審査計画(EMAS)による企業の自主的モニタリングなどの方法が可能。 ・結果の評価方法が多様な場合や企業機密が守られなければならないような場合は、結果の測定・評価・認定を行う独立した機関又は委員会の設置を、協定の中で位置付ける必要がある。
<p>透明性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に広く協定の存在・内容が認知されるために協定の透明性を確保しなければならない。 ・協定の公開方法としては、定期刊行物や公的文書での公開し、EU などの公的機関による登録制度、IT を利用した公開方法などがある。 ・進捗結果の広報のため産業側当事者は、削減のための努力やそれによって達成された成果を定期的に報告しなければならない。 ・事業者は、これらの公開と報告を負担として考えるのではなく、環境共生型企业としての従業員・消費者・顧客に対する PR と捉えるべきである。
<p>実効性の担保 方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協定では、削減対策などの合意事項の実効性を担保するための抑止的な方策を含めることが重要である。その主な方策としては以下のようなものが挙げられる: ・抑止力になるような罰則や罰金の設定; ・不遵守の場合に、例えば達成できなかった協定事項を操業許可の更新のための条件に含めるなど、協定での合意事項の強制的義務化; ・不遵守の場合の新たな規制や税の導入など。
<p>協定の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的な新たな発見、科学技術の革新・発展、市場条件の変化などに対応できるようにするために、協定の見直しに関する条項を含む必要がある。
<p>協定の一方的な 破棄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業、行政両当事者に、一方的な協定合意の破棄を認める条項を含める。(産業側に破棄権を認めるのは、協定における目標を達成した後に新たな規制等が課せられる場合などを想定している。)
<p>WTO ルールとの 関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協定は、「輸入製品は国産製品と同等に扱われなければならない」という WTO ルールと整合しなければならない。すなわち、外国企業も国内企業と同等の協定を同一条件下で締結する権利を与えられなければならない。 ・協定において製品の技術的仕様が含まれる場合には、貿易の技術障壁合意と整合しなければならない。 ・補助金及び相殺措置に関する協定との整合にも留意しなければならない。
<p>協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協定を締結する前に、関心のある主体(企業、業界団体、環境 NGO、地方自治体等)に案を公開し、コメントを受け付ける機会を設定することが必要である。
<p>重要用語の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語・技術用語を含め、重要用語を協定において定義しなければならない。

(出所) Communication from the Commission to the Council and the European Parliament on Environmental Agreements, COM(96) 561 final

2-2. 国内排出量取引制度

排出量が多く、特にその排出総量の管理を図る必要がある事業者に対して、経済効率を確保しつつ排出削減の確実性を高めるために、キャップ&トレード型の国内排出量取引制度を適用する(国内排出量取引制度の内容、論点、課題等は以下の通り)。

対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 排出量が多く、特にその排出量の管理を図る必要がある事業者 ② 上記の①以外の事業者のうち、一定の要件を満たす実行計画を策定しており、かつ自主的に制度に参加する事業者(後述)
対象とする排出量	<p>【オプション1】電力配分後の排出量を対象とする(対象事業者は、主に大口のエネルギー最終消費事業者となる)</p> <p>【オプション2】電力配分前の排出量を対象とする(対象事業者は、電気事業者やその他の主に化石燃料を直接的に消費する事業者となる)</p>
単位期間	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には1年を想定するが、それ以上の場合もあり得る。 <p>(排出量取引は、一定期間の排出量に対して、同量の排出枠の保有を義務づけるものであり、一定期間終了後に排出量と排出枠の付け合わせを行い、排出した量に見合う量の排出枠を失効させる。この一定期間のことを、ここでは単位期間と呼ぶ)</p>
排出枠初期配分方法	<p>単位期間に配分する制度全体の排出枠の量については、対象事業者全体の過去の排出実績を参考とし、京都議定書の目標達成に貢献できるような水準で設定する。</p> <p>【オプション1】オークション(競売)方式 政府等が排出枠を公開入札等により販売することにより、初期配分を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出枠の初期配分について取得機会の公平性や、透明性を確保できる。 ・制度の対象事業者にとっては、最初にコスト負担があることに加え、どの程度の排出枠を獲得できるかが予想しにくい。 ・政府に歳入が生じるため、この歳入の用途によって制度としての特徴が変わる。
	<p>【オプション2】グランドファザリング(実績按分)方式 過去の特定期間における温室効果ガスの排出量の実績を基準として、初期配分する排出枠の量を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の対象事業者にとっては、最初にコスト負担がないため受容性が高い。 ・将来、初期配分される排出枠がある程度予想できる。 ・初期配分に際して、対象事業者ごとの過去の温室効果ガスの排出等の量を正確に把握する必要があり、そのための行政コストがかかる。 ・基準年の設定方法によって事業者ごとに有利・不利が生ずる。 ・新規参入者の取り扱いが課題となる。
	<p>【参考】原単位方式</p> <p>京都議定書の約束期間前の過渡的な措置として、原単位方式により排出枠を配分することが考えられる。原単位方式においては、A事業所の単位期間の排出枠=(当該産業部門に係る法定排出原単位)×(A事業所の単位期間における活動水準)となる。したがって、活動量が増えた事業者については、当該活動量の増大に応じて排出枠も増大することとなる。</p>

対象ガス	<p>・全温室効果ガス(6ガス)</p>
排出量 モニタリング 方法	<p>実行計画における、進捗状況の公表・届出、実行計画の進捗状況に対する第三者機関による認証を活用するとともに、排出量取引に係る制度の構築を併せて行う。</p> <p>排出量取引制度象事業者</p>
排出枠獲得 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、他の事業者からもしくは取引所等を通じて、排出枠を調達することが出来る。 ・その他にも、電力のグリーン証書等を排出枠として活用することを認める。 ・2008年以降は、京都メカニズムによる排出枠の調達(CDMによるクレジットや国際排出量取引による排出枠)について、補正性に留意しつつ認める(CDMについては、2000年以降活用できることとされていることから、国際的に承認された時点で、その使用を認める。)
排出枠の取 引方法	<p>【オプション1】相対取引 特定の売手と買手が直接相対して、又はブローカー等を介して個別に取引を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引所の取引ルール等に縛られず、自由な取引が行える ・交渉力等の弱い小口の取引主体にとっては、取引条件が不利となる可能性がある ・取引が標準化されていないため、取引の成立までに時間等を要し、取引コストがかかる <p>【オプション2】取引所取引 公的主体により管理された取引所において、取引所会員を通じて不特定多数の売手と買手により(匿名の)競争売買を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定のルールに従い迅速かつ公正に実行され、小口から大口まで不特定多数の様々な取引主体が同一条件下で取引可能 ・先物取引やオプション取引等を扱うことが相対取引より容易 ・取引所の設立及びその運営を行うためのコストが必要となる

自主的参加	<ul style="list-style-type: none"> ・国内排出量取引制度においては、制度への参加者が多ければ多いほど排出削減における経済効率性が高まる。また排出枠の取引市場においても流動性が向上して、制度としての有効性が増すことが期待される。そこで、国内排出量取引制度の対象となる事業者以外の者についても、一定の要件を満たした事業者については、実行計画の目標達成手段として排出量取引制度への参加を認める。 ・一定の要件としては、実行計画を策定している事業者であって、十分な削減目標（例：1990年比マイナス7%以上の目標を掲げている事業者）を実行計画の目標として設定していること等が挙げられる。
自主的参加へのインセンティブ付与	<ul style="list-style-type: none"> ・国内排出量取引制度への自主的参加事業者を増やすため、税制上の措置（環境税の優遇措置等）、財政上の措置（温暖化投資に係る補助金、低利融資等）又はその他の優遇措置（参加事業者名の公表、参加事業者へのロゴマークの付与等）をインセンティブとして付与することが考えられる。 ・なお、排出枠を遵守できなかった場合には、これらの優遇措置を取り消すこととする。
履行確保のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の履行確保のため、不遵守の場合の措置について規定。
協定制度（前述）との組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・英国の例に倣い、前述の協定制度の目標達成手段として排出量取引制度の活用を認めることも一案。

注)それぞれのオプションは組み合わせて適用することも考えられる

なお、自主的な国内排出量取引という考え方もあるが、京都議定書目標である温室効果ガス排出の6%削減目標達成のための制度として位置づけるに当たっては、以下に挙げたような課題があることから、ここでは取りあげないこととする。

- ・排出削減目標について自主的に設定するため、全体で目標を達成したとしても、京都議定書の目標達成に貢献できるとは限らない。
- ・排出量取引制度においては排出量が排出枠(排出削減目標を織り込んだ排出量)を下回れば、余剰の排出枠を売ることが出来るため、排出枠について自主的に設定することを認めた場合、排出削減目標の水準をより緩くしようとするインセンティブが働く。
- ・排出枠は、土地等と異なり外部からは目に見えないものである一方、売買が可能である。したがって、取り引きされる排出枠の信頼性を高めるため、当該事業者について実際に増大又は減少した排出量を的確に把握するため公的機関が検証できる仕組みが必要があるが、法的枠組みのない自主的取組の場合、そうした検証を第三者から見て信頼性のある形で行うことは困難である。

【参考資料】国内排出量取引制度の事例(検討中のものを含む)

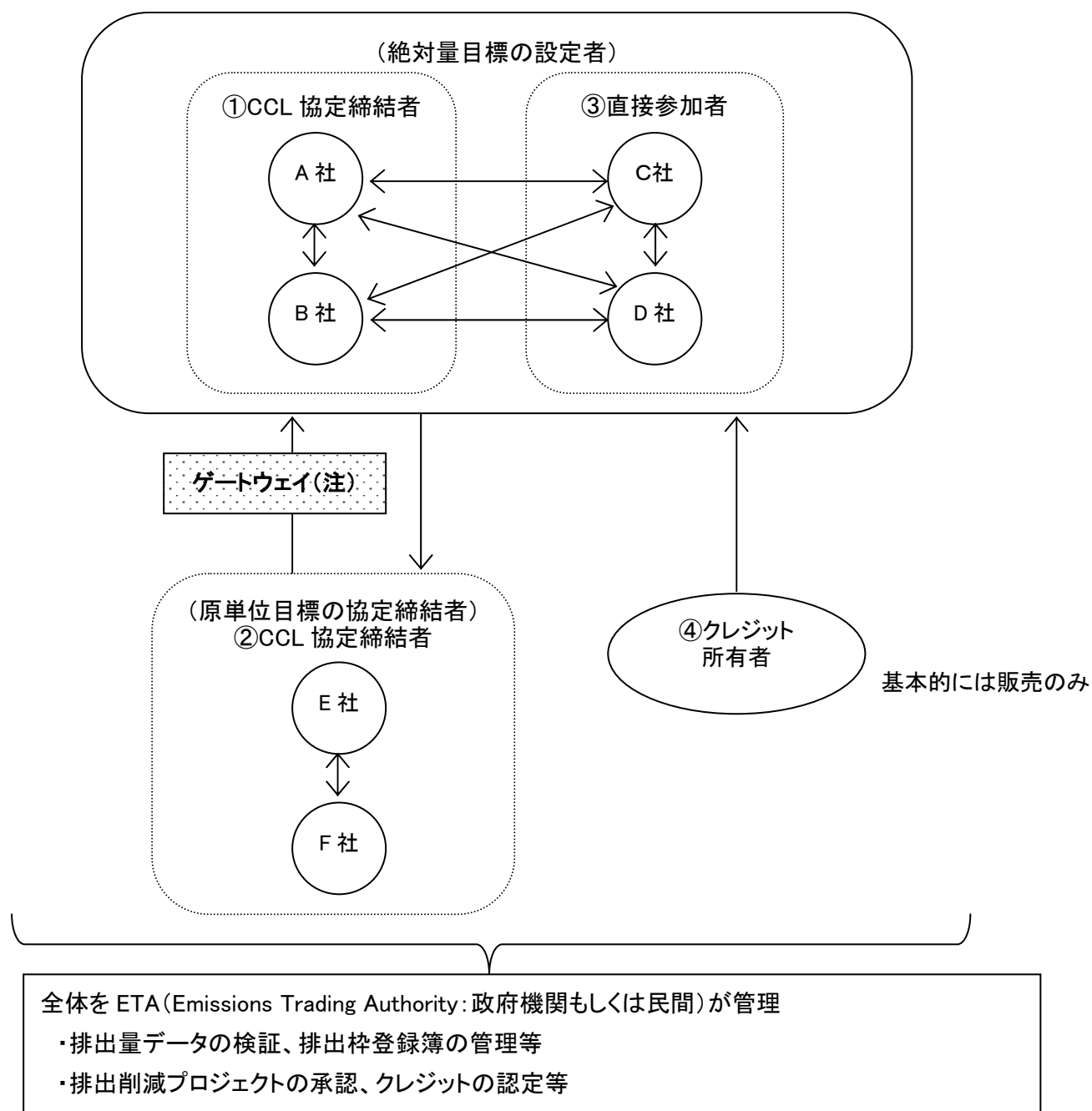
参考3. 英国の国内排出量取引制度

参加者	①絶対量目標(Absolute Sector)の気候変動税(CCL)協定締結者
	②原単位目標(Unit Sector)の気候変動税(CCL)締結者
	③(自主的)直接参加者 気候変動税協定の対象外で、自主的に排出量取引に参加する者に対しては、誘引として削減量に対して入札により補助金を与える(5年間。予算規模は年間3000万ポンド:約54億円)。ただし絶対量目標(Absolute Sector)のみ。 排出枠の初期割当量はグランドファザリング(2000年までの3年間の平均排出量を基にする)で決定し、無償で与える。
	④クレジット所有者 国内外で温室効果ガス排出削減プロジェクトを実施し、クレジットを得た者等。JI/CDMからのクレジットや、英国内で独自に認定したクレジットも認める。
	⑤ブローカー、NGO等 取引を仲介することを事業とするブローカーやNGO等
	電力会社は排出量取引の対象としない方針。発電に伴う間接的なCO ₂ 排出量は、電力を使用した企業が排出したとみなして排出量を算出することを検討中
直接参加者に対する補助金支出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金支出者が、単位削減量当たりの補助金支出額(£/t-CO₂)を発表する ・直接参加者が、上記単価における5年間の排出削減量をt-CO₂で応札する ・「単位削減量当たりの補助金支出額」に「応札された排出削減総量」を乗じた金額が予算を超えた場合、補助金支出額を下げて応札をやり直す ・上記金額が予算を下回った場合は、各直接参加者に対する補助金支出額が「単位削減量当たりの補助金支出額」に「応札した排出削減量」で決定される ・直接参加者は、「応札した排出削減量」を5年間で達成することが必要 →排出枠の初期割当量が、毎年「応札した排出削減量」/5つつ減少する ・単一の直接参加者が10%(例)以上の補助金を獲得することはできない
対象ガス	参加者が「CO ₂ のみ」もしくは「6ガスのうち、当該企業が排出しているすべてのガス」の2つから選択可能。
シンク	シンクによるクレジットは現時点では認めない
今後のスケジュール(予定)	<p>2001年7月 各種詳細ルールを発表</p> <p>2002年1月 補助金の入札を実施</p> <p>2002年4月 第一排出量取引期間開始</p> <p>2002年12月 第一排出量取引期間終了</p> <p>2003年1月～3月 調整期間(排出枠の追加的取引を行える)</p> <p>2003年4月 排出量の検証、排出枠の確認、補助金の支出</p>
バンキング等	<ul style="list-style-type: none"> ・バンキングは、Absolute Sector は2007年末まで無制限に可能 ・2007年末時点での余剰排出枠は、全体を一定比率で割り引く →京都議定書約束期間の排出枠を、むやみに減らさないため ・ボローイングは禁止
不遵守時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・CCL協定締結者については、減税措置の解除 ・直接参加者については、補助金を支出しない(以前に支出した分も返還義務) ・社会に対する公表 ・長期的には罰則措置も検討

注)英国の国内排出量取引制度は未定であり、現在検討中の内容である

(出所)DETR, *Draft Framework Document for the UK, Emissions Trading Scheme*, 2001年3月

英国で検討されている国内排出量取引制度のイメージ



排出枠(もしくはクレジット)の取引を示す。取引の間にブローカー等が入ることがある。

クレジット(海外、国内含む)は絶対量目標の設定者しか活用できない。

ゲートウェイ(注) Unit Sector の②CCL 協定締結者は、絶対量での削減目標を持っている者(①③)及び④クレジット所有者からの排出枠の調達は無制限に可能。しかし、Unit Sector から、①③への移転には制限がある(Unit Sector 全体が、それ以前に①③から調達した量以上は、移転できない。すなわち、「Unit Sector の①③からの差し引き調達量」 ≥ 0)。こうした取引の管理を行うためにゲートウェイがある。ゲートウェイは 2008 年以降は閉鎖。

参考4. デンマークの電気事業者間国内排出量取引制度

概要	<p>政府が電力会社に対し、排出枠を割り当て、これを取引可能とする。電力会社は、CO₂排出量について、期末に保有する排出枠を越えてはならない。</p> <p>【キャップ&トレード型の排出量取引】</p>	
状況	<ul style="list-style-type: none"> ・1999年6月に法律制定(Act376:発電におけるCO₂排出枠に関する法律) ・2000年3月に欧州委員会が制度実施を承認 ・2001年1月制度開始(当初は2000年1月に開始予定だった) 	
制度対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出量が年間10万t以上の電力会社及びコージェネレーション(CHP)会社 →CHPのCO₂排出量の計算方法は別途定める。暖房が主目的のプラントは制度対象外。 ・廃棄物発電、バイオマス発電等は対象とならない 	
	<p>電力会社はCO₂排出量の40%、温室効果ガス排出量の33%を占める。このうち、90%以上が本制度の対象となる(総事業者数500のうち10~15事業者)</p>	
期間	2001年~2003年まで	
対象ガス	CO ₂ のみ	
全体排出枠(quota)	<p>2001年:2200万t-CO₂</p> <p>2002年:2100万t-CO₂</p> <p>2003年:2000万t-CO₂</p>	1997年の排出量は2890万t-CO ₂
個別事業者への排出枠(permit)の割当方法	右のどちらかの方法による	<p>毎年7月1日までに、環境・エネルギー大臣が、個別事業者の1994~98年の排出量を基に、翌年分の排出枠(permit)を割り当てる。【グランドファザリング方式】</p> <p>発電事業者協会が要請すれば、個別事業者への割当を協会に委任することができる。その場合は、法律の遵守責任も協会となる。</p>
	<p>いずれの場合も、制度対象外の事業者からの排出分を全体排出枠(quota)から差し引き、残りの排出枠を配分する</p>	
排出枠(permit)の取引	<p>基本的に電力会社間同士が相対で取引を行う。取引した者(譲渡者、受取者双方)は、取引後4週間以内に、取引量、価格を政府に報告する義務がある。</p>	
排出量の確認	<p>毎年3月31日までに、前年分の発電所ごとの発電量やCO₂排出量等を政府に報告。政府は毎年7月1日までに、前年分の遵守状況について判断。</p>	
バンキング	<p>排出量以上に排出枠を保有していた場合には、バンキングが可能(翌年以降に使用できる)。実際のバンキング可能量は、割り引いて算出。</p>	
不遵守時の措置	<p>CO₂排出量が保有排出枠を超過した場合、超過CO₂について40DKK(約600円)/tの課徴金(charge)を支払う。課徴金収入は、省エネルギー対策に活用する。</p>	

注) 換算レートは、1DKK(デンマーク・クローネ)=100オーレ=14.6円とした

参考5. EU 内での温室効果ガスの排出量取引に関するグリーンペーパー²

グリーンペーパーの目的・概要		<ul style="list-style-type: none"> EU 内における温室効果ガスの排出量取引とその他の政策・方策との関連について 2000 年 3 月にまとめられた。 京都議定書により、EU 全体で 2008～2012 年に 1990 年比で 8% (BAU で 14%) の温室効果ガスの排出削減が求められるが、90 年以降温室効果ガスの排出は増加しており、このままでは目標達成は難しい。 削減目標の達成にあたり、排出量取引 (EU 内および EU 国と他の工業国での取引) が費用の低減に役立つと考えられる。 排出量取引は、EU 内では未経験の環境保全手段であるため、京都議定書に則った国際排出量取引が始まる 2008 年以前に実務経験・ノウハウを積んでおくことが重要である。 排出量取引に係る様々な論点とオプションについて提示し、各界からの積極的なコメントを求めるためのペーパー。 	
EU 全体での排出量取引の基本設計	EU 全体で導入することの利点	<ul style="list-style-type: none"> 単一価格での取引が可能。 越境型の気候変動問題に EU 全体で調和の取れた対応が可能。 規模の経済から (管理費用を含めて) コスト削減が可能 (各国が固有独立の制度を導入した場合に比べてコストを 5 分の 1 まで削減できる (年間約 17 億ユーロのコスト削減))。 	
	対象ガス	<ul style="list-style-type: none"> 当面は、CO₂ (段階的に他の温室効果ガスへも対象を拡大) 	<ul style="list-style-type: none"> 大型の固定排出源からの CO₂ が、制度の監視・監督・管理がより実行可能
	対象排出源	<ul style="list-style-type: none"> 当面は、大型の固定排出源 (エネルギー生産部門と大規模エネルギー多消費型産業の排出施設) 	
	対象部門	<ul style="list-style-type: none"> 環境効果性、経済効率性、自由競争に及ぼす影響、行政面での実行可能性、代替政策の有無などを判定基準とする。 総排出量に占める割合が高く、削減コストに大きな差がある比較的少数の産業部門・排出源から始めることが望ましい。 → 発電・熱供給、鉄鋼、石油精製、化学、ガラス・窯業、製紙・パルプ・印刷 (合計で総排出量の 45.1% を占める) 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 各国間、各業種間、各企業間、そして参加企業と非参加企業間で公平な制度であることを産業界に確信されなければならない。 競争の歪みを最小限に抑えることができる形での排出枠の分配。 対象排出源と非対象排出源間の非公正・競争の歪みを解消するためには、非対象排出源への厳格な規制の適用による制度への参入を促す。 効果的な監視・報告・検証の実行の担保。 将来的な EU への新しい加盟国への対応。 	
	想定される運営制度	<ol style="list-style-type: none"> ① 加盟国主導オプション: EU は、EU 全体の利害に沿った形で加盟各国の独自プランが進展するように、監視・監督する。 ② 中間オプション: 加盟各国にある程度の制度の設計や規制の選択権を残し、EU が運営・管理する。 ③ EU 主導オプション: 制度の基本設計・規制・ルールなどを EU レベル統一のもので合意し、EU が運営・管理する。 	

² Green Paper on greenhouse gas emissions trading within the European Union

制度の導入	導入に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> 各国および EU 内の既存環境法制度・政策との相乗効果。 加盟各国の排出量取引に対する関心・参加準備の差。
	導入オプション	<p>① オプト・イン(選択的参加)方式: 最初の段階で全加盟国が同意する統一・包括的制度を整備し、加盟国は参加準備が整った部門から段階的に制度に参加する。全体共通システムへの移行制度として有効だが、各国部門ごとの影響評価などを EU レベルで管理する必要がある。</p> <p>② オプト・アウト(選択的脱退)方式: EU 全体で全ての部門を対象とする制度を導入し、加盟国は一部または全部門について制度から一時的に脱退することができる。オプト・イン方式よりも各国間のばらつきを抑えることが出来、単純で透明性が高い反面、合意し導入するまでに困難が予想される。</p>
排出量割当の方針	加盟国間での割当	<ul style="list-style-type: none"> 「負担分担協定」に基づき、加盟国が自国で策定する排出削減計画の中で、排出量取引による削減量を決定する。 その下で、国内対象部門から排出量割当の同意を取り付けなければならない。
	国内での企業への割当	<ul style="list-style-type: none"> 割当の透明性・公平性からオークションが望ましい。グランドファザリングは、一定基準までを無料割当するなどの利用方法が考えられる。 但し、割当方法の決定は、加盟各国に一任されるべきであり、EU は排出枠市場の公平性の擁護のみを担うべきである。 国内で活動している企業に対して、各国は、同一の割当システムを応用すべきである。
既存法・施策との整合・相乗効果	技術的な規制との整合・相乗効果	<ul style="list-style-type: none"> EU において最も重要な技術的規制は、統合的汚染防止管理指令 (IPPC) であり、CO₂、メタン以外の温室効果ガスも健康衛生面から対象となっているが、同指令では汚染物質の排出許可枠の移転は認められていないため、排出量取引制度を導入するにあたっては、整合を取る必要がある。 そのひとつとしては、温室効果ガス以外については技術規制を残し、温室効果ガスについては、技術規制を最低条件とする方法が考えられる。 製品規格については、特に導入当初は取引対象とならない家庭・運輸部門からの温室効果ガス排出に対しての役割が期待される。
	環境協定との相乗効果	<ul style="list-style-type: none"> EU は「環境協定に関するコミュニケーション・ペーパー」の中で、環境協定の活用について前向きに提言している。 排出量取引と環境協定を組み合わせる方法としては、①環境協定によって各企業の削減目標を特定し、取引制度における割当のベースとする;②企業は環境協定によって削減努力し、業界団体が取引に参加する、の二通りが考えられる。
	エネルギー税との相乗効果	<ul style="list-style-type: none"> 当初は対象とならない小規模排出源や移動排出源に対しては、エネルギー税による削減が、産業競争力への影響も小さくて有用である。
遵守	罰則	<ul style="list-style-type: none"> 遵守違反に対する罰則は、予見可能かつ遵守費用をはるかに上回る額に設定されなければならない。
	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 不遵守に対して市場のスピードに合わせて迅速に対応できるようなモニタリングおよび罰則の制度が必要だが、EU 法に基づき加盟各国が国内の不遵守企業への対応に責任を負うべきである。 行政コストの軽減策としては、EU 環境管理監査制度 (EMAS) に則った、民間の監査法人の活用が考えられる。

利害関係者からの主な意見内容	<ul style="list-style-type: none"> このグリーンペーパーは、排出量取引の導入に向けた議論を呼ぶことが目的の一つであり、広く産業界、民間企業、政府機関、NGO からの意見が募られた。 	
	民間企業 (24 社)	<ul style="list-style-type: none"> 10 社がエネルギー関連企業。 明確に排出量取引に反対の意見は 1 社だけであり、その他は程度の差はあれ総論としては導入に賛成。 当初の対象として業種が絞り込まれていることに対しては、当該業種を中心に懸念が表明され、全加盟国でより幅広い同一の部門が対象となることを求める意見が顕著。 割当方法は、グランドファザリングを支持する企業が多数。 既存施策との関連では、複数の組み合わせをきらう企業が多く、特にエネルギー税を念頭においた税制の導入には強い反対。
	業界団体 (43 団体)	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国レベル、EU レベルを含め、43 団体が意見書を提出。アメリカ商工会議所の EU 支部からも意見。 約半数が基本的に賛成。7 団体(そのほとんどが製造業)が明確に反対。 制度の対象としては、大規模排出源では、狭すぎるとの意見が多く、なるべく幅広い部門を対象とするか、業・部門の自主性にまかせるべき。 政府機関と比べて、対象ガスに言及するケースが多く見られ、そのほとんどが CO₂ だけでなく、全温室効果ガスを対象にすべき。 割当方法については、グランドファザリング、オークションの双方を推す意見が寄せられた。割当主体としては、EU 主導ではなく、国レベルまたは業界に任されるべきという意見が大半。 国際的な競争力低下への懸念が強く、早期での京都メカニズム下での国際的な制度への連結に強い意見。 早期削減クレジットへの言及がないことへの不満足意見。
	政府機関 (16 機関)	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国政府機関が 11、EU 機関(欧州議会を含む)が 4、地方政府が 1。 意見を寄せた全機関が、EU 全体での取引制度に賛成。 IPCC および LCP 対象企業から始め、将来的にはより幅広い対象とすべきとする意見が多い。運輸部門・民生部門の除外に懸念。 オークションによる割当の支持が多いが、EU レベルでの割当か国レベルかでは、意見が拮抗(スコットランドのみグランドファザリング支持)。 既存施策、または実質的削減努力に対して補完的であるべき。 京都メカニズムとの整合性の必要を指摘。
	NGO (7 団体)	<ul style="list-style-type: none"> 産業界を気候変動問題の議論に参加させたことのグリーンペーパーの意義を高く評価。 EU 全体での制度導入には全団体が賛成。 汚染者負担原則、透明性などからオークションによる割当を支持。 運輸・民生両部門の取り込みを望んでおり、その方法として上流での制度を提案。 原子力発電やシンクの除外の明記を求める。 グリーン証書やエネルギー税との組み合わせ、早期削減クレジットの導入を提案。

参考6. カナダでの取組

①PERT (Pilot Emission Reduction Trading Project) の概要

概要	1996 年よりカナダ東部で実施されている産業界主導のベースライン・アンド・クレジット方式の排出量取引のパイロット・プログラム。同制度で得られる排出量クレジットは、将来想定される排出規制等に向けた早期クレジットとしてオンタリオ州政府に認定される。約 50 の企業、政府機関、大学、NGO 等が参加。
経緯	当初は、オンタリオ州南部での NO _x と VOCs (揮発性有機化合物) の排出量削減を目的として、アメリカ北東部で導入されている SO ₂ 排出量取引制度を参考に立ち上げられた。その後、1997 年に取引対象が SO ₂ および CO ₂ へ拡大され、地球温暖化対策としての検討も同制度の目的に加えられた。
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排出量取引による適切で具体的な排出削減クレジットの研究およびその取引実績の積み上げ 2. 数量化および確認が可能で、かつ排出量削減を促進するような取引制度の設計 3. オンタリオ州および他行政区での現行法・制度との整合を図るためのルールや制度の検討 4. 排出量取引への幅広い理解のプロモーション
期待される効果	<p>同制度では、以下のような効果が期待されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量取引の、ウィンザー・ケベック地域でのスモッグおよび大気汚染の抑制方策、そして気候変動への対応策として評価 ・ ルールや制度づくりなど、排出量取引の実験的な経験 ・ 将来的な排出抑制政策・法案づくりへの貢献
メンバー	エネルギー供給業や製造業の企業を中心に、州政府・自治体、大学・NGO など現在約 50 のメンバーが登録。排出量取引を「実務的に研究する」という目的から、取引に参加しない企業(コンサルタントやブローカーなど)や大学・NGO などにもメンバー登録は開かれている。
運営	<p>メンバーより構成される執行委員会 (Executive Committee) 及び PERT ワーキング・グループが同制度の運営に当たっている。執行委員会は年2回開かれ、制度全体の進捗管理、資金調達、新規メンバーの勧誘を行っている。PERT ワーキング・グループは毎月開かれ、排出量取引制度の設計、開発、実行を担っている。また、テーマごとにタスクチームが構成され、PERT ワーキング・グループに検討結果を報告している。</p> <p>運営予算は、州・地方政府からの補助の他に、メンバー企業からの登録費やワークショップ参加費を徴収。</p>

排出量クレジットの認定・取引	クレジットとして希望する削減排出量を、排出源・対象ガス・削減量・削減方法・削減期間などを具体的かつ詳細に記した削減戦略(credit creation strategy)としてPERT ワーキング・グループに提出する。技術評価タスクチーム等の審査を経て、最終的にクレジットとして認定された削減排出量は、メンバー専用ウェブサイトで公開される。クレジットの使用・取引は、ウェブサイト上で行うことができる。
ベースライン	基本的に、削減戦略(credit creation strategy)導入前の対象ガスの排出量をベースラインとする。
対象ガスおよびクレジット価格(基準値*)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NO_x(オゾン季) : 1,500 カナダ\$/t ・ NO_x(非オゾン季) : 150 カナダ\$/t ・ SO₂ : 150 カナダ\$/t ・ CO₂ : 3 カナダ\$/t ・ VOCs : 4,500 カナダ\$/t
クレジット実績	<p>2001年3月1日現在での、CO₂削減クレジットの申請・認定実績:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24件のプロジェクトによって合計1,462万t-CO₂が認定 ・ 現在、13件、計261万t-CO₂分のクレジット申請を審査中 ・ 過去に5件、計90万t-CO₂分のクレジット申請が非認可

*本プログラムで基準として示されている価格であり、実際の取引価格ではない。

②GERT (Greenhouse Gas Emission Reduction Trading Pilot) の概要

概要	1998 年よりカナダ西部ブリティッシュ・コロンビア (BC) 州で、州・地方政府、産業界によって共同で運営されているベースライン・アンド・クレジット方式の排出量取引のパイロット制度。短中期的にはクレジット取得企業は自主削減目標の一部としてクレジットを使用でき、長期的には将来導入されるかもしれない本格的な排出量取引制度下で取引できる (BC 州政府がクレジットの将来的な有効性を認定済み)。排出削減プロジェクトには吸収源も含まれる。2001 年 12 月 31 日に終了予定。
経緯	1995 年の BC 州温暖化行動計画の中で、排出量削減クレジット取引の導入が位置付けられたのを受けて、州および地方政府、産業界および環境 NGO が共同で、カナダ東部で先に導入された PERT を参考に同制度を検討。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出量取引の実務的な経験 ・ 排出量取引制度の技術的・事務的・法的側面を評価し、排出量取引の環境的・経済的な便益を検討 ・ ビジネス原理の導入によって出来るだけ多くの民間企業の参加促進 ・ 温室効果ガス排出削減プロジェクトへの投資の促進 ・ 将来の本格的な排出量取引制度構築の基盤確立
期待される効果	<p>同制度では、以下のような効果が期待されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の本格的な排出量取引制度に向けて参加者がノウハウを蓄積 ・ 将来の本格的な制度が、十分な経済的・社会的便益をもたらすような制度設計への貢献 ・ 政府機関および市民による排出量取引についての十分な理解 ・ クレジット売り手側の革新的な排出量削減技術の公開の場 (投資家への技術情報提供の場) の提供
参加資格及び参加メンバー	<p>クレジットの対象となる排出量削減プロジェクトは基本的にカナダ国内で実施されなければならない。また、取得したクレジットを将来的に使用する場合の運用は、将来カナダが署名する国際的な排出量取引条約等のルール・制度に則する。</p> <p>現在、GERT パートナーとして、11 の連邦・州および地方政府機関、GERT メンバーとして 11 の業界団体・企業等が登録している。</p>
対象となるプロジェクト	<p>同制度で認定されるクレジットは、以下のいずれかに属するプロジェクトから達成されなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出削減 (例：燃料転換やエネルギー効率の改善など) ・ プロジェクトがなかりせば増加した排出量の回避 (例：再生可能エネルギーや低炭素技術 (less carbon-intensive technologies) の利用など) ・ 温室効果ガスの吸収・固定化 (例：森林管理、地下水涵養など)

運営	州・地方政府機関および業界団体により構成される運営委員会 (Steering Committee) が全体的な方針決定・運営を行い、その業務はパイロット・マネジャーに委託されている。一方、ルールづくり・プロジェクト審査・取引のモニター・制度全体の評価などについては、技術委員会 (Technical Committee) が担当している。
	運営費用は、年間 15 万～20 万カナダ・ドルであり、運営委員会のメンバーによる年会費およびプロジェクト審査料 (プロジェクト規模によって 250～5,000 カナダ・ドル/件) によって賄われている。
排出量クレジットの認定・取引	クレジット認定を希望する場合、排出量削減プロジェクトの認定申請を行い、技術委員会 (Technical Committee) による審査を経てクレジット化される。クレジットの将来にわたる有効性は州政府が覚書により保証している。 削減プロジェクトの申請、クレジットの認定・取引等は、専用ウェブサイト上で行われる。
ベースライン	「プロジェクトなかりせば」の仮定排出量
対象ガス	CO ₂ ・CH ₄ ・N ₂ O・HFCs・PFCs・SF ₆
クレジット実績	2001 年 4 月 11 日現在で、5 件のプロジェクトが認定され、内 3 件はクレジットの取引が成立。 これまでに認定されたクレジットは、計 250 万 t-CO _{2e} 。

参考7. 排出量取引制度を巡る国内の主な動き

○コスモ石油が排出枠を購入

コスモ石油は、豪州の植林会社から、CO₂の排出枠を優先的に購入することのできるオプション契約を結んだと発表(2001年6月)。契約量は2001～2012年で約280万tで、企業同士の取引では世界最大規模となる。

契約対象はオーストラリア・プランテーション・ティンバーが手掛ける約5100ヘクタールのユーカリの木が吸収するCO₂。植林が完了する2012年までに合計280万tのCO₂を見込んでいる。

契約料は100万豪ドル(約6000万円)で、280万tのうち100万t分は別途購入でき、残りの180万tは将来の市場の価格で優先購入できるとしている。

○温室効果ガスの排出量取引の仲介会社の設立

三菱商事、東京短資、米NatsourceLLCの3社が5月初めに、温室効果ガスの排出量取引の仲介事業会社ナットソース・ジャパンを設立(その後、さらに10社が新会社に出資)。

新会社は国内・国外の排出量取引の仲介を目指し、まず、企業向けに温室効果ガス排出削減のためのコンサルティングに力を入れる。日本企業が途上で発電所の効率化など省エネに取り組み温室効果ガス削減に成功すれば、削減分の一部を自社の排出枠として獲得できる見込み。

新会社は海外の省エネ案件を紹介したり、発生した排出枠の転売の仲介などにあたる。

○中部電力とトーメンが、豪企業から排出枠を購入

中部電力とトーメンはマッカーリー・ジェネレーション(略称マックジェン、ニューサウスウェールズ州。豪最大の電力会社)から、両社計2000tの排出枠を購入する。購入金額はこれから交渉するが、t当たり2～3ドルを見込む。

マックジェン社は製材所などから出るおがくずなどを石炭火力発電所で使い、石炭の使用量を減らした分をCO₂排出削減量に換算している。昨年7月から今年6月までの分が確定した後、7月ごろに購入契約を結ぶ見込み。

マックジェン社は豪国内では取引実績があるが、海外企業への売却は初めてである。

中電とトーメンは豪州で共同で植林事業をやっており、CO₂の排出枠についても共同で購入することにした。中部電力では「将来を見込んでノウハウを学ぶ試験的なもの」と位置づけている。